

災害時連携計画の変更届出について

2026 年 9 月 7 日

関西電力送配電株式会社

当社を含めた一般送配電事業者 10 社は、2026 年 9 月 7 日に電気事業法第 33 条の 2 第 1 項の規定に基づき、「災害時連携計画変更届出書」を電力広域的運営推進機関へ提出しましたので、お知らせいたします。

今後も当社は、一般送配電事業者間および関係機関との更なる連携を図り、非常災害発生時の迅速な復旧に向けた取り組みを強化してまいります。

【変更内容の概要】

2024 年度冬季より実施している追加供給力対策の発動基準の変更（発動指令電源の発動、増出力運転・ピークモード運転、揚水発電機の運用切替、余力活用電源の追加起動）に関する暫定運用等について、現在の運用状況を踏まえ、追加供給力対策発動時における一般送配電事業者と電力広域的運営推進機関との連携を定める、災害時連携計画の「電力需給および系統の運用」の内容に反映する見直し等を行っております。

【参考情報】

➤ 災害時連携計画とは

災害時連携計画は、電気事業法にもとづき、非常災害時における一般送配電事業者間の相互応援および一般送配電事業者と関係機関との連携、ならびに、非常災害時に備えた平時からの一般送配電事業者間の連携および一般送配電事業者と関係機関との連携について定め、過去の自然災害からの教訓を踏まえ、非常災害による停電復旧を迅速かつ柔軟に行うことを目的としており、一般送配電事業者 10 社が策定し、2020 年 7 月に電力広域的運営推進機関を経て経済産業大臣に届出しております。

【添付資料】

- ・ [災害時連携計画_本文](#)
- ・ [災害時連携計画_別添資料 \[約 3.3MB\]](#)